

地域行事開催制限の段階的緩和の目安と開催時の感染防止対策

1 地域行事開催制限の段階的緩和の目安

【適用期間】 令和2年6月1日～当面の間

時期		屋外（夏祭り、盆踊り、地区運動会など）		屋内（敬老会など）	
移行 期間	ステップ① 6月1日～6月18日	<u>200人</u> 以下	ただし、特定の地域からの来場を見込み、名簿などで <u>人数を管理できるもの</u> に限る	<u>100人</u> 以下かつ 収容定員の半分以下	ただし、密閉空間で 大声での発声、歌唱は 避ける
	ステップ② 6月19日～7月9日	<u>制限なし</u>	ただし、特定の地域からの来場を見込み、 <u>参加者がおおよそ把握できるもの</u> （注）に限る	<u>1,000人</u> 以下かつ 収容定員の半分以下	
	ステップ③ 7月10日～7月31日	<u>制限なし</u>		<u>5,000人</u> 以下かつ 収容定員の半分以下	
移行 期間後	8月1日（目途）～	<u>制限なし</u>		<u>収容定員の半分以下</u>	

（注）地区外の人も参加する場合は、個人を追跡できる必要最低限の情報提供に協力を求めること。

2 行事を開催する場合などの感染防止対策

- (1) 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること。
- (2) 入場者の制限や手指のアルコール消毒、マスク着用の呼びかけ（2歳未満児除く）などを実施すること。
ただし屋外において、7～9月は熱中症予防の観点から、常時2m（最低でも1m）の距離を確保できる場合はマスクを着用しなくてもよい。
- (3) 行事の事前打合せや休憩時間などの交流をなるべく控えること。
- (4) 密閉された空間で、大声での発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等を避けること。
- (5) 以上に加え、開催する施設や行事の特性、状況に応じた制限・対策を講じること。

※ それぞれの期間や条件等については、感染状況等により見直す場合があります